

質問 田中議員（自民 羽島郡）令和8年10月2日（金）

1 住宅の耐震化について

（１）新耐震基準で建築された住宅の耐震強度不足の原因について

（２）耐震化率算定の課題について

（３）岐阜県建築物等耐震化促進事業の対象拡大について

答弁 知事

新耐震基準で建築された住宅の耐震化に関して三点ご質問を頂きました。

まずはその原因、算定率の課題、更には補助事業の対象拡大ということです。

まず県では、「岐阜県耐震改修促進計画」に基づきまして、より倒壊の危険性が高い昭和56年5月以前の「旧耐震基準」の木造住宅を対象に、市町村や関係団体と連携して戸別訪問や相談会を行い、これまでに約2万500件の耐震診断や、約2,500件の耐震改修等を支援してまいりました。

一方で、先ほどご指摘ありましたように、昭和56年6月に導入されました「新耐震基準」につきましては、平成12年6月に建築基準法施行令が改正されまして、柱と梁、これを繋ぐ金具が新たに指定されるなど、追加的な基準が示された経緯がございます。

この結果、昭和56年6月から平成12年5月までに着工された、いわゆる「グレーゾーン」にある木造住宅においては、現在の耐震診断基準を満たしていないケースがあると想定されます。ご指摘の通りです。

なお、耐震化率の算定におきまして、国では、新耐震基準導入後の住宅を「耐震性あり」としており、県においても同様の手法で算定しております。

一方で、先ほど述べましたように、新耐震基準自体に追加的変更がなされているため、県では、耐震化率を「概ねの耐震化の進捗状況」を把握するためということで、活用しているところでございます。

実際、一昨年発生いたしました「令和6年能登半島地震」における国の被害調査では、いわゆる「グレーゾーン」の期間に着工された木造建築物のうち、約5%の倒壊又は崩壊があったと確認されているところでございます。

こうした状況を踏まえまして、「グレーゾーン」の期間に着工された木造住宅につきましては、耐震診断基準を満たしていない可能性があり、今後市町村と支援の必要性について協議してまいります。また、耐震改修にかかる費用が高額で、踏み出せないという県民の皆様に向けまして、昨年度から、「命を守る」ことを目的に、部分的な耐震補強となります耐震シェルター等の設置に対して補助を開始しているところでございます。

今後も引き続き、市町村や建築関係団体と連携いたしまして、県民の安全・安心の確

保に向けて、住宅の耐震化を推進してまいります。

担 当 課 建築指導課

電話番号 058-272-8691

メー ル c11655@pref.gifu.lg.jp